

公立保育園			
保育園名	募集人員	保育園名	募集人員
桜ヶ丘保育園	34	みらい幼児園おかべ	25
藤沢保育園	29	つばさ保育園	44
明戸保育園	20	田中保育園	59
八基保育園	31	長在家保育園	50
豊里保育園	32	川本南保育園	60
私立保育園			
保育園名	募集人員	保育園名	募集人員
深谷保育園	5	仙元山保育園	9
檀の実保育園	30	桃園保育園	9
稲荷町保育園	35	東つばき保育園	3
東光保育園	25	桃園第二保育園	10
さくら保育園	14	栃の木保育園	6
すみれ保育園	16	あゆみ幼児園	9
さくらんぼ保育園	12	エンゼル保育園	11
あけぼの保育園	22	ふきのとう保育園	37
光保育園	15	川本のこキッズ	4
第二さくら保育園	32	花園保育園	7
深谷西保育園	31	花園第二保育園	12
つばき保育園	4	のぞみ保育園	10

このほか、主に3歳未満の乳幼児を対象とした私立の家庭保育室(5か所)があります。申し込みについては、直接各家庭保育室へお問い合わせください。  
 ひばり乳児保育園(571 2803)、ベビーハウスあけぼの(571 0784)、あおぞら家庭保育室(572 2988)、たんぼぼ保育園(583 5202)、ふたば乳児保育園(584 6652)へ

公立学童保育室	
保育室名	保育室名
深谷学童保育室	八基学童保育室
桜ヶ丘学童保育室	豊里学童保育室
幡羅学童保育室	岡部学童保育室
常盤学童保育室	榛沢学童保育室
明戸学童保育室	本郷学童保育室
大寄学童保育室	岡部西学童保育室
私立学童保育室	
保育室名	入室説明会
さくらんぼ学童クラブ 柳引 211 573-5386	お問い合わせください
たけのこ学童保育室 上野台 129-3 573-6859	お問い合わせください
上柴東学童クラブ 上柴町東 2-33-6 571-3894	12月1日 午前10時
上柴西学童クラブ 上柴町東 1-19-2 573-6865	12月9日 午後1時30分
わかばクラブ 人見 809-2 573-8794	お問い合わせください
深谷西クラブ 栄町 15-18 574-0323	お問い合わせください
プリズムクラブ 上柴町西 5-3-7 572-7170	お問い合わせください
川本北学童クラブ 菅沼 147 583-2076	お問い合わせください
川本南学童クラブ 本田 4447-2 583-5666	お問い合わせください
花園学童クラブ(花組) 小前田 1463-1 584-6790	お問い合わせください
花園学童クラブ(月組) 小前田 1994 584-3212	お問い合わせください
中央学童クラブ 小前田 1889 584-5844	お問い合わせください
ポプラ学童クラブ 大谷 2162-2 573-6313	お問い合わせください 対象=養護学校在籍児童・生徒 特別支援学級在籍児童・生徒
ハート・PoPo 児童クラブ 田谷 308 571-0844	お問い合わせください 対象=養護学校在籍児童・生徒 特別支援学級在籍児童・生徒
なのはな学童クラブ 針ヶ谷 508-11 585-8133	お問い合わせください 対象=養護学校在籍児童・生徒 特別支援学級在籍児童・生徒

**入園資格**  
 入園資格  
 日間、家庭外で仕事をして  
 いる場合 日間、家庭内  
 家事以外の仕事をしている場  
 合 妊娠中または出産後間  
 もない場合(期間が限定され  
 「保育園」事前に申込用紙を児  
 童課・各総合支所福祉健康課、

「公立学童保育室」保護者が  
 のいずれかに該当する家  
 庭で、小学校1～3年生、お  
 よびその他健全育成上、保育  
 を必要とする児童  
 「公立学童保育室」事前に申  
 込用紙を児童課・岡部福祉健康  
 課、市ホームページで入手して  
 ください 入室決定は申し込  
 み順ではありません  
**私立の学童保育室の申し込み**  
 (584 1123)へ

## 平成20年度 保育園 入園・入室の ご案内 公立学童保育室

ます) 病気やけがの場合ま  
 たは身体・知的・精神に障害  
 のある場合 長期にわたる  
 病気、または身体・知的・精  
 神に障害のある同居の親族を  
 常時介護している場合 家  
 庭の災害復旧の間  
 「保育園」保護者が のい  
 れかに該当する家庭の乳幼児  
 「公立学童保育室」保護者が  
 のいずれかに該当する家  
 庭で、小学校1～3年生、お  
 よびその他健全育成上、保育  
 を必要とする児童  
 「公立学童保育室」事前に申  
 込用紙を児童課・岡部福祉健康  
 課、市ホームページで入手して  
 ください 入室決定は申し込  
 み順ではありません  
**私立の学童保育室の申し込み**  
 (584 1123)へ

### 児童虐待の4つの分類



**身体的虐待**  
 殴る、ける、首を絞める、熱湯を掛ける、おぼれさせる、たばこの火を押し付ける、体を激しく揺さぶる、など

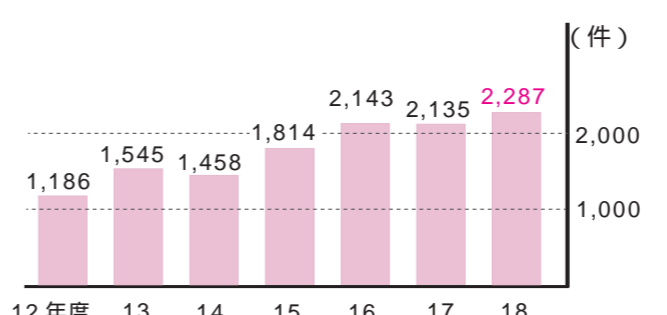
**保護の怠慢・拒否(ネグレクト)**  
 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気やけがをしても病院へ連れて行かない、家に閉じ込める、など

**性的虐待**  
 性交や性的な行為を強要する、ポルノの被写体にする、など

**心理的虐待**  
 「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などのひどい言葉で傷つける、わざと無視する、他の兄弟姉妹と差別する、など



### 県内虐待相談受付件数の推移



県内の児童相談所における虐待相談の受付件数は、児童虐待防止法が施行された平成12年から急激に増加しており、18年度は2,287件と17年度からやや増加し、依然深刻な状況です。

問い合わせ 児童課(574 6646)へ

## 考える 子どもの人権 子どもの笑顔 守る

児童虐待とは、本来、子どもを温かく見守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子どもに対する著しい人権侵害です。  
 親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子どもの心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子どもの立場で判断することが大切です。

### 相談について

もしも、虐待が疑われる子どもを見つけたときは、児童課または熊谷児童相談所(521 4152)へご相談ください。誰から連絡があったのかなど、秘密は守られます。  
 また、市では子育てに関する相談窓口を設置しています。お悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。  
 なお、相談の内容により、窓口が異なります。窓口が分からないときは、児童課へお問い合わせください。

### お願い

県内の児童相談所や市町村は、児童虐待に関する通報があったときは、児童の安否を確認することになっています。そのため、通報があった場合には、各家庭へ直接訪問させていただくことがあります。しかし、通報があったからといって、必ずしも児童虐待が行われているということではありません。児童虐待が行われていないことを確認するためでもあります。職員が訪問に伺った際には、ご理解くださいますようお願いいたします。